

■介護報酬の地域区分、見直しの方針に慎重論続出 社保審

- ・厚生労働省は12月23日、介護報酬の1単位当たりの単価を地域別の賃金差に合わせて設定する地域区分を見直す方針を社会保障審議会・介護給付費分科会で示した。8月の人事院勧告で公務員の地域手当を市町村単位の7区分から都道府県単位を基本とする5区分に見直すことを踏まえた提案だが、介護職員の賃金がかかる可能性を懸念し、慎重な議論を求める意見が相次いだ。
- ・現行の地域区分では、地域ごとの賃金差に合わせて1-7級地を設定し、1単位当たりの単価に3-20%の上乗せを行っている。7つの区分に該当しない地域は「その他」とし、単価の上乗せは行わない。
- ・この地域区分は、公平性・客観性を担保するため原則として公務員の地域手当の区分に準拠しており、隣接する地域の状況によって級地の区分を引き上げ、または引き下げる特例を設けている。
- ・8月の人事院勧告で公務員の地域手当を都道府県単位が基本の5区分に再編し、25年度から段階的に支給割合の引き上げや引き下げを行うことになったのを踏まえ、厚労省は地域区分も見直す方針を同分科会に示した。
- ・これに対し多くの委員が、介護職員の賃金は他産業の平均に比べて低く、人材不足が深刻な状況にあることを指摘。長内繁樹委員（全国市長会：豊中市長）は、公務員の地域手当にならった見直しによって「介護職員の賃金がかかることは極力避けるべきだ」と述べた。
- ・東憲太郎委員（全国老人保健施設協会会長）は、人事院勧告はあくまで公務員の手当についてであり、これに則って地域区分も変更することは「人材確保が困難な現時点では慎むべきだ」と訴えた。
- ・また各地域の介護事業所の経営状況も把握した上での対応を求める意見も複数あり、地域区分の見直しについては慎重に議論すべきだとする意見が相次いだ。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○第243回社会保障審議会介護給付費分科会（web会議）資料

令和6年12月23日（月）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_47059.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_47059.html)